

廃棄物の排出海域

排出海域については、船の障害とならない等、漁協と協議し選定を行った。また、海域の水深及び浚渫土砂の量から範囲設定を行った。排出海域は以下の図2の①～④に囲まれた範囲である。

排出海域の水深は400～700mであり、周辺海域での許可発給状況は、7-024（平成19年6月20日～平成24年3月31日）、10-006（平成23年6月1日～平成28年5月31日）、12-010（平成24年12月1日～平成29年11月30日）等となっている（図3）。

なお、8-001は前回申請（平成20年2月13日～平成25年2月12日まで）において、外川漁港における浚渫土砂の海洋投入処分の許可が発給された海域であり、今回の申請においても同海域にて排出海域の設定を行っている。

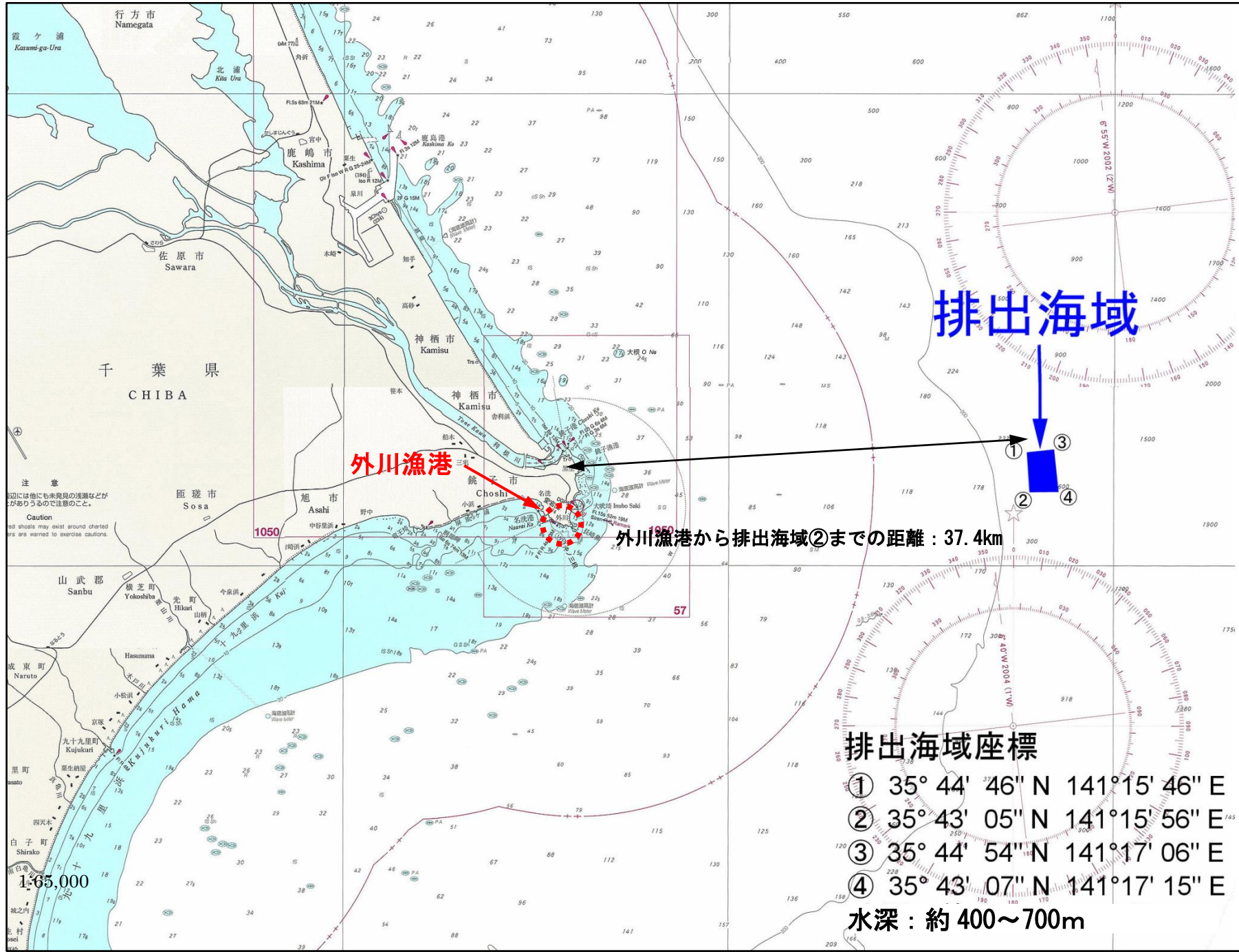
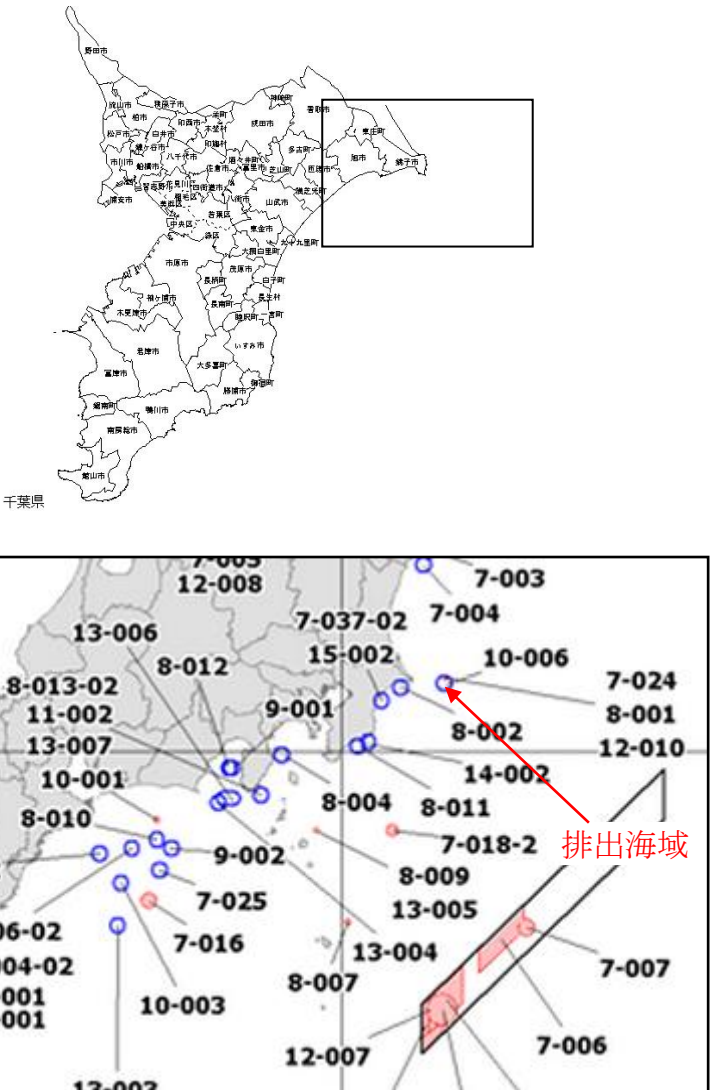


図2 排出海域位置図



出典：環境省 HP 平成28年3月現在  
[http://www.env.go.jp/water/kaiyo/ocean\\_disp/3hakkyu/map\\_japan.html](http://www.env.go.jp/water/kaiyo/ocean_disp/3hakkyu/map_japan.html)

図3 周辺海域における許可発給状況